

○定期報告を要する建築物【改正前 平成28年5月31日まで】		○定期報告を要する特定建築物【改正後 平成28年6月1日から】		
建築物の用途	高松市が指定するもの	建築物の用途	国が政令で定めるもの	高松市が指定するもの
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの (屋外観覧席にあっては、客席の床面積の合計が1,000㎡以上のもの) ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(1)項</p>	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上のもの ・主階が1階にないもの(劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物に限る。) ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第1号及び第2号</p>	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(4)項</p>	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階(その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第3号</p>	
旅館又はホテルの用途に供する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(3)項</p>	旅館又はホテルの用途に供する建築物 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第3号</p>	
共同住宅 ※2		共同住宅 ※1、※2	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第3号</p>	
寄宿舎 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(7)項</p>	寄宿舎 ※1、※2	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第3号</p>	
寄宿舎 (※2以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(7)項</p>	寄宿舎 (※2以外)		
児童福祉施設等	<p style="color: red;">社会福祉建築基準法(昭和26年建築基準法律第45号)第2条第2項による第1種社会福祉事業を行うものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(4)項</p>	児童福祉施設等 ※1	<p style="color: red;">高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物(平成28年1月21日国土交通省告示第240号第1第2項各号)に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第3号</p>	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(5)項</p>	学校(幼保連携型認定こども園を含む。)又は学校に附属する体育館その他これに類する用途に供する建築物 体育館(学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第4号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項1号</p>
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(2)項</p>	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上であるもの ・当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第5号</p>	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの ・地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(5)項</p>	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階を当該用途に供するもの ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上であるもの ・当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ・地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: center;">政令第16条第1項第5号</p>	
事務所その他これに類する用途に供する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が5以上で延べ面積が2,000㎡以上のもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項表(8)項</p>	事務所その他これに類する用途に供する建築物		<ul style="list-style-type: none"> ・階数が5以上で延べ面積が2,000㎡以上のもの <p style="text-align: center;">市建築基準法施行細則第8条第1項2号</p>

※1 避難階以外の階を建築基準法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。

※2 サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉建築基準法(昭和38年建築基準法律第133号)第5条の2第1項第6号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための建築基準法律(平成17年建築基準法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。